

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.9.9 時点）	修正後
	<p><u>目次</u></p> <p><u>前文</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第7条）</u></p> <p><u>第2章 自転車交通安全教育（第8条—第11条）</u></p> <p><u>第3章 自転車の安全で適正な利用に関する取組（第12条—第17条）</u></p> <p><u>第4章 財政上の措置（第18条）</u></p> <p><u>付則</u></p> <p><u>自転車は、温室効果ガスを出さない環境負荷の低い身近な移動手段であり、高齢化の進展等を背景とした健康の保持増進や体力の向上といった意識の高まりを受け、その利用ニーズが高まり、その役割は一層大きくなっている。</u></p> <p><u>環境の保全、健康寿命の延伸、観光資源の開発、高齢化社会に向けての移動手段の確保などに寄与する点において、自転車は、未来を開くことができる乗り物である。</u></p> <p><u>一方で、自転車は、車両という意識が薄く、歩道等で交通ルールを守らず、歩行者にとって危険な自転車の利用が増加し、自転車対歩行者に関する事故数は増加しつつある。</u></p> <p><u>自転車を利用する者だけでなく、歩行者の大切な命を守っていくた</u></p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.9.9 時点）	修正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務ならびに県民、事業者および交通安全に関する活動を行う団体（以下「交</p>	<p>めには、交通安全に関する教育を通じて、<u>交通安全の意識の向上や事故への備えを進めていくことが必要である。</u></p> <p>また、<u>身近な移動手段という自転車の魅力を引き出すためには、歩行者に対する安全性を高めるとともに、自転車が安全で快適に利用することができるよう</u>に道路の環境を整えていくことも不可欠である。</p> <p>私たちは、県民一人ひとりが、<u>自転車の安全で適正な利用の重要性を理解し、環境の保全や観光の振興に資すると認められる自転車の特性を最大限に活用しつつ、関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開すること等により、自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現ができるよう、自転車の安全で適正な利用を促進していくことを決意し、ここに滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定する。</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務ならびに県民、事業者および<u>交通安全団体</u>の役割を明らかにするとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる自転車の</p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.9.9 時点）	修正後
<p>「<u>交通安全団体</u>」という。) の役割を明らかにするとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる自転車の特性を最大限に活用しつつ、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって関係者が協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を開設し、自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>特性を最大限に活用しつつ、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって関係者が<u>連携を図りながら</u>協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を開設し、自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(県の責務)</p> <p><u>第2条</u> 省略</p>	<p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条</u> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>自転車</u> 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車</p> <p>(2) <u>交通安全団体</u> 交通安全に関する活動を行う団体</p> <p>(県の責務)</p> <p><u>第3条</u> 省略</p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.9.9 時点）	修正後
<p>(県民の役割)</p> <p><u>第3条</u> 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する知識および理解を深め、自転車の利用に関する法その他の関係法令（以下「自転車関係法令」という。）の遵守、自転車の利用に関する知識および技能の習得、環境への負荷の低減等の環境の保全に資する自転車の日常生活への利用その他自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。</p>	<p>(県民の役割)</p> <p><u>第4条</u> 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する知識および理解を深め、自転車の利用に関する法その他の関係法令（以下「自転車関係法令」という。）の遵守、自転車の利用に関する知識および技能の習得、環境への負荷の低減等の環境の保全に資する自転車の日常生活への利用、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の啓発その他自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>(事業者の役割)</p> <p><u>第4条</u> 省略</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p><u>第5条</u> 省略</p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前 (27.9.9 時点)	修正後
(交通安全団体の役割) <u>第5条</u> 省略	(交通安全団体の役割) <u>第6条</u> 省略
(市町等との連携協力、運動の展開等) <u>第6条</u> 省略	(市町等との連携協力、運動の展開等) <u>第7条</u> 省略
(県民に対する自転車交通安全教育) <u>第7条 第1項</u> 省略 2 県は、自動車等（法第2条第1項第9号に規定する自動車および同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、講習その他の学習の機会を利用して行うものとする。 3 省略	<u>第2章 自転車交通安全教育</u> (県民に対する自転車交通安全教育) <u>第8条 第1項</u> 省略 2 県は、自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、講習その他の学習の機会を利用して行うものとする。 3 省略
(学校における自転車交通安全教育) <u>第8条</u> 省略	(学校における自転車交通安全教育) <u>第9条</u> 省略

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.9.9 時点）	修正後
<p>(家庭における自転車交通安全教育等)</p> <p><u>第9条</u> 省略</p>	<p>(家庭における自転車交通安全教育等)</p> <p><u>第10条</u> 省略</p>
<p>(事業者による自転車交通安全教育等)</p> <p><u>第10条</u> 事業者は、その事業活動において自転車を利用する従業者に 対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(事業者による自転車交通安全教育等)</p> <p><u>第11条</u> 事業者は、<u>自転車を利用して通勤する従業者および</u>その事業 活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車交通安全教育 を行うよう努めるものとする。</p>
<p>(自転車の安全で適正な利用)</p> <p><u>第11条</u> 自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)は、車 両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)の運転者として の責任を自覚し、自転車関係法令を遵守するものとする。</p> <p>2~5 省略</p>	<p><u>第3章</u> <u>自転車の安全で適正な利用に関する取組</u></p> <p>(自転車の安全で適正な利用)</p> <p><u>第12条</u> 自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)は、車 両の運転者としての責任を自覚し、自転車関係法令を遵守するもの とする。</p> <p>2~5 省略</p>
<p>(自転車の点検整備および防犯対策)</p> <p><u>第12条</u> 省略</p>	<p>(自転車の点検整備および防犯対策)</p> <p><u>第13条</u> 省略</p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.9.9 時点）	修正後
<p>(自転車損害賠償保険等への加入)</p> <p><u>第13条</u> 自転車利用者は、その利用する自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険または共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>2 県は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(自転車損害賠償保険等への加入)</p> <p><u>第14条</u> 自転車利用者は、その利用する自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険または共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>2 県は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、<u>自転車損害保険等に関する情報の提供</u>その他必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(広報、啓発等)</p> <p><u>第14条</u> 省略</p>	<p>(広報、啓発等)</p> <p><u>第15条</u> 省略</p>
<p>(道路環境の整備等)</p> <p><u>第15条</u> 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るために、自転車道、自転車歩行者道等の整備、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用の車両通行帯および自転車横断帯の設置その他必要な道路の環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(道路環境の整備等)</p> <p><u>第16条</u> 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るために、<u>その管理する道路の保全</u>（除雪、除草等を含む。）を適切に行うとともに、自転車道、自転車歩行者道等の整備、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用の車両通行帯および自転車横断帯の設置その他必要な道路の環境の整備に努めるものとする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.9.9 時点）	修正後
<p>(自転車を利用した観光の推進等)</p> <p><u>第16条 第1項 省略</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、県は、本県の観光地の魅力を高めるため、レンタル自転車（観光等のために有償で貸し付けられる自転車をいう。）等を利用して観光旅客が観光地を円滑に来訪することができるよう^にするための環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(自転車を利用した観光の推進等)</p> <p><u>第17条 第1項 省略</u></p> <p>2 県は、本県の観光地の特性を生かし、その魅力を高めるため、市町等、観光に関する事業を営む者その他関係者と連携を図りながら協働するとともに、レンタル自転車（観光等のために有償で貸し付けられる自転車をいう。）等を利用して観光旅客が観光地を円滑に来訪することができるよう^にするために必要な施設の設置その他環境の整備、催物の開催等による観光旅客の参加する機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p><u>（財政上の措置）</u></p> <p><u>第17条 省略</u></p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p><u>第4章 財政上の措置</u></p> <p><u>第18条 省略</u></p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。<u>ただし、第14条第1項の規定は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>